

北海道労働局からのお知らせです

平成28年8月5日から 「キャリアアップ助成金」「業務改善助成金」の 支給・交付要件が緩和されました

キャリアアップ助成金の支給要件を緩和しました

① キャリアアップ計画書の提出期限の緩和

「**取組実施前1か月まで**」を「**取組実施日まで**」に変更しました。

(人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで)

② 賃金規定等の運用期間の緩和

「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば支給対象**となります。

③ 最低賃金との関係に係る要件緩和

「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降**、賃金規定等の増額分に**発効された**最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。

別紙「非正規労働者の処遇改善のための支援を拡充」をご覧ください

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

業務改善助成金の交付要件を緩和しました

中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度である、業務改善助成金の交付要件が8月5日から一部変更になりました。

最低賃金が公示された日以後に賃金引上げを行う場合であって、引上げを行う労働者の賃金が公示された最低賃金を下回る場合は、公示された最低賃金額から60円以上引き上げることを要件としていたところ、「**公示された日**」を「**効力が生じた日**」に改めることになりました。

別紙「業務改善助成金の交付要件が一部緩和されました！」をご覧ください



非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充 ～ キャリアアップ助成金が活用しやすくなります ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額です。

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- **すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**
 - 1人～3人： **10万円（7.5万円）** 4人～6人： **20万円（15万円）**
 - 7人～10人： **30万円（20万円）** 11人～100人： **1人当たり3万円（2万円）**
- **一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**
 - 1人～3人： **5万円（3.5万円）** 4人～6人： **10万円（7.5万円）**
 - 7人～10人： **15万円（10万円）** 11人～100人： **1人当たり1.5万円（1万円）**

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり**20万円（15万円）**を加算

より利用しやすいように支給要件を緩和しました（平成28年8月5日～）

① キャリアアップ計画書の提出期限の緩和

「**取組実施前1か月まで**」を「**取組実施日まで**」に変更しました。

（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）

② 賃金規定等の運用期間の緩和

「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば支給対象**となります。

③ 最低賃金との関係に係る要件緩和

「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降**、賃金規定等の増額分に**発効された**最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

就業規則規定例

第〇条（賃金）
契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、**新たに作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**になります。

賃金規定等

○ 賃金規定

第〇条（賃金）
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。

第〇条（基本給）
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、
○級：〇〇円、○級：〇〇円、○級：
〇〇円とする。

区分 金額（時給）

1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

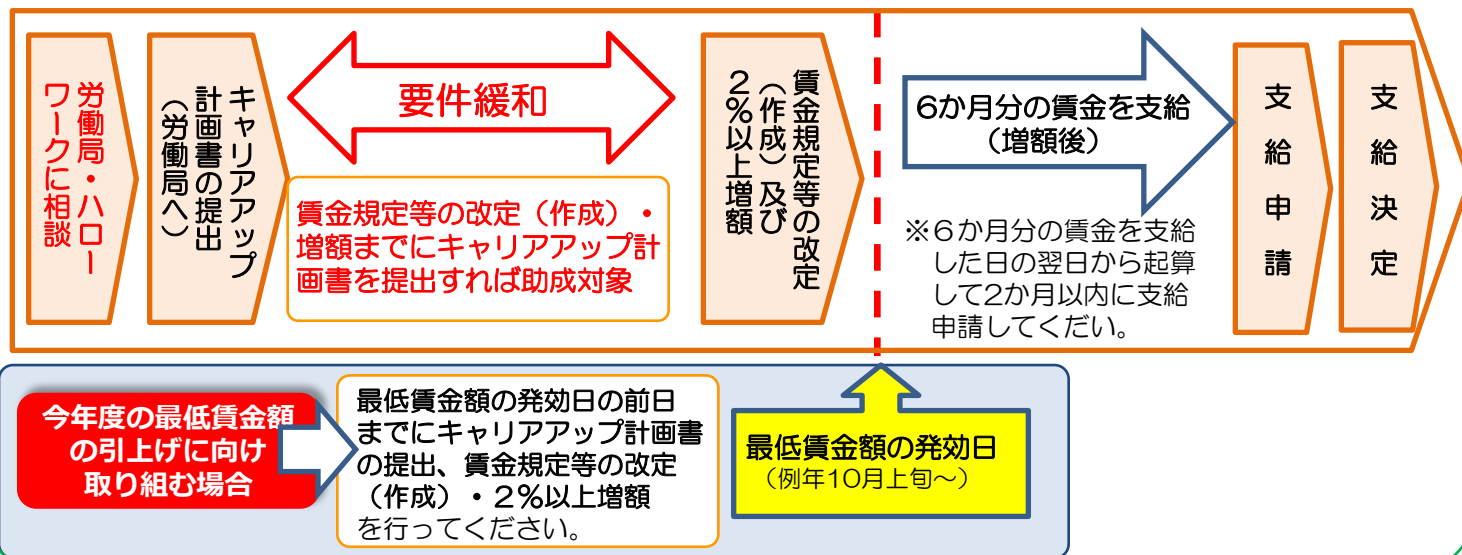
○ 賃金一覧表

対象者	金額（時給）
Aさん	〇〇〇円
Bさん	〇〇〇円
Cさん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

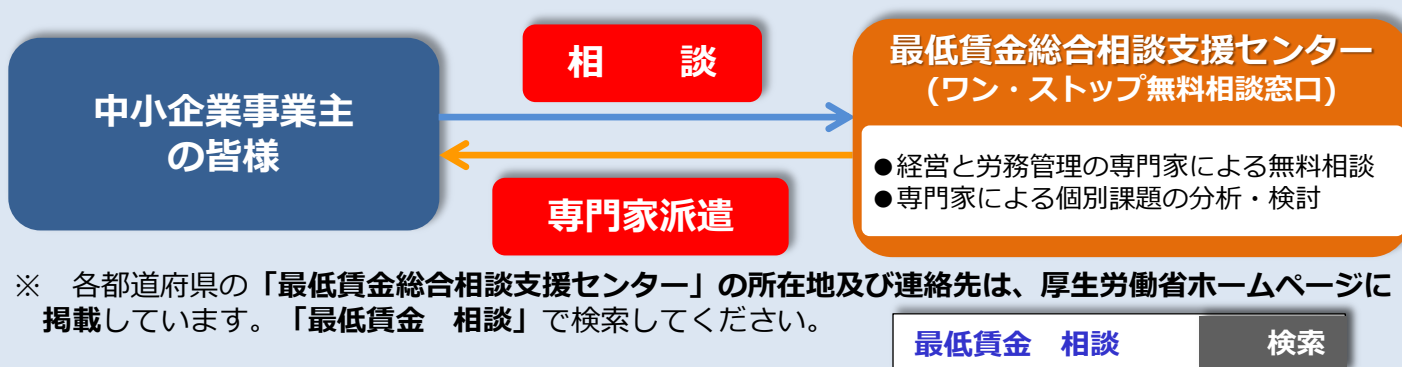
申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請してください。また、改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出する必要があります。



専門家派遣・相談事業による支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご活用ください。



- ※ **その他の支給要件もありますので、まずは都道府県労働局・ハローワークにご相談ください**（支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません）。
- ※ コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでに計画書を提出していても計画変更届の提出が必要となる場合があります。
- ※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。
- ※ キャリアアップ助成金には、本コース以外にも以下のコースがあります。

- 1 正社員化コース：有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換又は直接雇用した場合
- 2 人材育成コース：有期契約労働者等に一般職業訓練・有期実習型訓練等を実施した場合
- 3 処遇改善コース：有期契約労働者等に関して、
 - ① 全て又は一部の賃金規定等を改定し2%以上増額した場合、
 - ② 正規雇用労働者との共通の処遇改善制度（健康診断・賃金規定等）を導入し適用した場合、
 - ③ 週所定労働時間を25時間未満から30時間以上延長し社会保険を適用した場合

※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

業務改善助成金の交付要件が一部緩和されました！

中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度である、業務改善助成金の交付要件が8月5日から一部変更になりました。

最低賃金が公示された日以後に賃金引上げを行う場合であって、引上げを行う労働者の賃金が公示された最低賃金を下回る場合は、公示された最低賃金額から60円以上引き上げることを要件としていたところ、「公示された日」を「効力が生じた日」に改めることになりました。（発効日前日までに賃金を引き上げる場合の具体例は、裏面をご参照ください。）

業務改善助成金の概要

<支給要件>

①賃金引上計画

時間給800円未満の事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）で働く労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を60円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。（当該賃金額に満たない労働者も同様に引上げ。）

②業務改善計画

業務改善（労働能率の増進に資する設備・器具の導入等）に係る計画を作成し、実施すること。

※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など社会通念上当然に必要な経費は除きます。

<支給額>

常時使用する労働者の数が31人以上の企業は、業務改善に要した経費の2分の1、常時使用する労働者の数が30人以下の企業は、業務改善に要した経費の4分の3となります。（上限額100万円）

※平成27年度以前に業務改善助成金の交付を受けている場合は、交付対象外となります。

<申請先> 北海道労働局雇用環境・均等部企画課 （電話）011-788-7874
（住所）札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階

最低賃金ワンストップ無料相談をご活用ください！

賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。

こうした中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題の解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる「**北海道最低賃金総合相談支援センター**」（事業受託先：北海道中小企業団体中央会）を設けています。

社会保険労務士などの専門家の派遣も無料で行いますので、ぜひご相談ください。

相談窓口 北海道最低賃金総合相談支援センター（電話）0120-67-3110

経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定など）の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚生労働省関係支援制度のご案内など



業務改善助成金の改正内容

北海道の地域別最低賃金（時間額） 平成27年度：764円 ➡ 平成28年度：786円（+22円）

9月1日公示、10月1日発効

具体例

助成金申請予定のA事業所の事業場内最低賃金770円を60円引き上げる場合
（9月1日（公示日）～9月30日（発効日前日）までに賃金を引き上げた場合）

